



# 東濃西部 消費生活相談のあれこれ

## No.35

発行：東濃西部広域行政事務組合



### サクラサイト商法

スマートフォンなどの普及で、無料コミュニケーションアプリの機能などを利用して、簡単にたくさんの人とつながりを持つことができるようになりました。サクラサイト商法とはこのような出会いを悪用して、いろいろな人に成りすまし、消費者にお金を使わせる手口を言います。

サクラサイト商法は多種多様な入り口で消費者を待ち受けています。出会い系サイト、内職サイト、占いサイトに加え、実際に窓口でも、SNSなどから誘導されて、相手とのやり取りを続けるためのお金を使い、いつしか高額になってしまったという相談がありました。

メールのやり取りだけでは相手がサクラかどうか確認することは非常に困難です。お金の支払いを求められたら、いったん冷静になって周りの人に相談してみましょう。



ほんとーに  
こんな相談ありました



無料の動画サイトを見ようと年齢確認画面をクリックしたら、いきなり登録料支払い請求画面になった。ワンクリック請求だ！と思い無視をしたが、請求画面が張り付いて消えない。

ワンクリック請求とは、契約の申込みとは認識できない画面をクリックさせ、登録完了などとして料金を請求するものです。対処法は、問い合わせなど一切連絡せず、無視しておくことです。

張り付いてしまった請求画面は、画面を表示させるソフトを取り込んでしまったからです。張り付き画面の削除方法は、IPA（（独）情報処理推進機構）のホームページに案内されています。

### 8月の相談件数

新規・継続合計 (■=10件 ■|=1件)

店舗購入	■	11件
訪問販売		3件
訪問購入		0件
通信販売	■	13件
連鎖販売		0件
電話勧誘		3件
送り付け商法		0件
無店舗販売		0件
不明		2件

消費生活に関する相談と思われる案件がありましたら、ぜひご案内ください。

時間／10:00～16:00 相談料／無料  
相談／原則予約制 予約／住民登録地の窓口  
※住居地以外の窓口を利用することもできます。

月・木曜日 多治見市役所本庁舎 暮らし人権課／22-1111

火曜日 瑞浪市役所 生活安全課／68-9748

金曜日 土岐市役所 広報広聴係／54-1111

E-mail 相談／kouiki@tono-seibu.org

東濃西部広域事務組合 消費生活巡回相談事業 問い合わせ 23-1111(内線491)